

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県

2 構造改革特別区域の名称

満3歳になる年度当初から幼稚園に入園できる特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野市、上田市、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡望月町、北佐久郡浅科村、小県郡真田町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、南安曇郡豊科町、松本市、岡谷市、佐久市、南佐久郡臼田町、北安曇郡白馬村、北佐久郡御代田町、小県郡丸子町、塩尻市、諏訪市の全域及び千曲市の区域の一部（旧更埴市及び旧埴科郡戸倉町）

4 構造改革特別区域の特性

少子化の進行

27市町村の3～5歳児の人口は、昭和55年を100（67,889人）とすると平成15年は70（47,185人）と3割減少している。

また、27市町村の全世帯に占める「6歳未満児のいる世帯」の割合は、約13%であり、また、6歳未満児のいる世帯の平均構成人員は4.4人と少ないことから、幼児の遊び相手が少ない状況がうかがえる。

幼稚園の低い就園率

県内の女性就業率は、全国最高の52.6%（全国平均48.2%）と高く、保育所への就園率が高い。一方、幼稚園の就園率（H13年、5歳児）は、全国最低の26.1%となっている（全国平均60.6%）。

幼児虐待に関する相談の増加

県児童相談所に寄せられる養護相談のうち、虐待に関する相談は平成15年度に465件で6年前に比較し約5倍強に増えており、保護者が子育てに対する不安を感じている状況がうかがえる。

保護者の2歳児就園ニーズ

満3歳に達する年度の当初から入園した園児は、平成15年度は136名おり、より早い時期から子どもを幼稚園に通わせたいという保護者の要望がある。

空き教室の多い幼稚園

事業実施を希望する59園の定員充足率は74.8%で、空き教室は84部屋ある。

5 構造改革特別区域計画の意義

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であるが、本県は幼児の幼稚園への就園率が全国で最も低い状況にある。

こうした中で、構造改革特別区域法第 11 条の特例措置の適用により、幼稚園が年度当初から 3 歳未満児を積極的に受け入れ、幼児教育の普及、拡大を図ることにより幼児の成長や社会性の涵養を促すとともに、より早い時期から子どもを幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応えることにより、男女共同参画社会の実現を図る。

さらに、この事業の成果は地域活性化のみならず、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法第 11 条の特例措置を適用し、年間を通じたカリキュラムを実践することにより、2 歳児教育を定着させ、幼稚園教育の充実・普及を図る。核家族化等に伴う家庭や地域の教育力の低下を幼稚園教育で補完し、幼児の社会性を涵養する。

より早い時期から子どもを幼稚園に通わせたいという保護者の要望に応えることにより、子育てを行う市民の社会参加を促す。

保護者の子育てへの不安や負担の解消を図るなど、幼稚園がもつ地域の幼児教育センターとしての役割、機能を拡大する。

3 歳未満児就園により待機児童の発生を回避するとともに、将来的には幼保一元化への足がかりとし、保護者が利用しやすい制度を実現する。

設置者の要望を受けて、公立や他の私立幼稚園も含め計画区域を拡大する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的や社会的効果 幼児の社会性の涵養の促進

3 歳未満児を年度当初から受け入れることにより、就学前教育の充実を図り幼児の社会性を涵養する。

男女共同参画社会の実現

より早い時期から子どもを幼稚園に就園させたい保護者のニーズに対応することにより、子育てを行う市民の社会参加を促し、男女共同参画社会を実現する。

子育て支援

幼稚園の持つ子育て支援機能（育児相談等）を活用することにより、3 歳未満児の保護者の子育てへの不安や負担の解消を図る。

幼稚園教育の充実・普及

年間を通じたカリキュラムを実践することにより、3 歳未満児に対する教育内容の充実を図り、幼稚園教育を普及させる。

園児数の増加

15年度現在、満3歳に達する年度の当初から入園した園児は136名おり、園児数の増加が見込まれる。

幼稚園の空き教室の有効活用

3歳未満児入園により、空き教室84部屋の有効活用を図る。

消費拡大

3歳未満時受け入れに伴う施設設備の整備、制服・教材・午睡用布団等の購入等の消費拡大による地域経済の活性化が期待される。

8 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

私立幼稚園教育振興費補助金

(預かり保育の実施や幼稚園施設、教育機能の地域への開放に対する助成)

1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の幼稚園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降、別紙1に記載の幼稚園において、幼児が満3歳に達する年度の当初からの入園を可能とする。

5 当該規制の特例措置の内容

本県では、少子化に伴う幼児の遊び相手の減少や、核家族化等による地域や家庭の教育力の低下がみられる中で、社会性の涵養が困難な地域の幼児が、幼稚園という計画的に構成された環境の中で集団生活を体験することは、幼児の成長や社会性の涵養を促す面で有効であると考えます。

そこで、特例により、例えば27市町村内の59幼稚園において幼児を満3歳に達する年度当初から受け入れることとした場合、幼児の社会性の涵養をさらに促すとともに、家庭の教育力低下を補完することができる。

27市町村における幼児を取り巻く状況については、別紙2以下のとおりであるが、少子化等により幼児数が減少している中で、6歳未満児のいる世帯の構成人数も平均4.4人と兄弟姉妹が少ない状況にあり、また、女性の就業率が高く、保護者の3歳未満児就園の要望がある地域であることから、幼稚園への早期入園を認め、幼児の社会性の涵養を促すことが適当であると考えられ、要件適合性が認められると判断した。